

避難所の設置・運営支援

I 初動対応

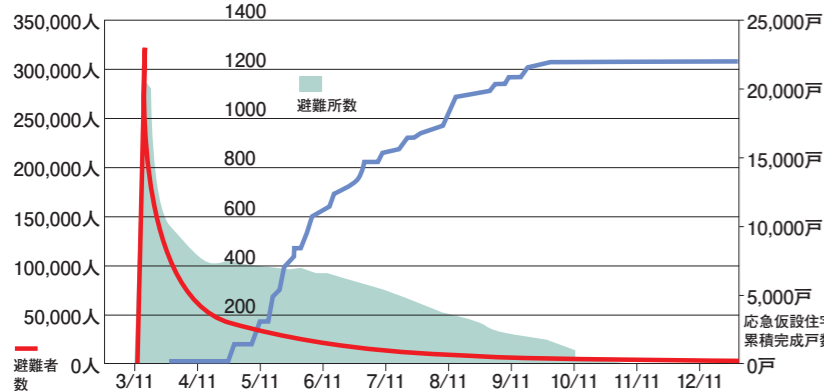
震災当日に県内で開設された避難所はおよそ200か所、避難者は5万人弱であった。その後四日を経過するうちに最大で1323か所、32万人に達した。市町村では震災前から、地域防災計画において避難所運営の基本的な考え方を定めており、震災時も職員を責任者として派遣するマニュアルに沿った運営に努めた。しかし、沿岸部では庁舎や職員の被災に加え、交通網の寸断等により、避難所に職員を派遣できない状況に陥った。さらに未曾有の大災害による想定外の避難者数と指定避難所の被災、これらによる指定以外の避難所開設(全体の4割程度等も相まって、震災直後の避難所設定期からマニュアルにない対応を求められた。

その後、沿岸市町の避難所で劣悪な環境が改善しない地域から、県外や内陸の温泉旅館等へ避難先を移す二次避難の検討が進められ、4月3日、南三陸町からの第1陣約500人を皮切りに、約3000人の避難につながった。当初は、受入の際のメディカルチェック等には十分に対応できなかったものの、第

2陣以降は徐々に体制を整えていった。続いて6月から開始された「五次避難(二次避難のショートステイ版)と合わせ、避難者の心身両面での健康保全に一定の成果を上げた。

以後、県では、震災で得られた教訓や国の法改正等を踏まえ、避難者の支援や避難所の運営に関する各種ガイドラインやマニュアル等の改正等を行っている。

避難所数・避難者数・応急仮設住宅累積完成戸数の推移



出典：東日本大震災—宮城県の震災後1年間の災害対応の記録とその検証—(宮城県)

H23		年	
3	月	主な県の対応等	
11	日	・ 県災害対策本部を設置 県内全市町村に避難指示、勧告	① 転機となった取組等
12		・ 3月策定予定の災害時保健活動マニュアルを保健関係機関・担当に配布	
13		・ 仮設トイレ供給開始。環境生活部内にし尿処理班を設置	
14		・ 管理栄養士等の保健福祉事務所職員が避難所を巡回	
15		・ おにぎりやパンが避難所に届けられるようになる	
17		・ 厚生労働省と全国知事会に保健師の派遣要請	
18		・ 避難者数が最大となる(32万885人)	
19		・ 保健師チーム活動開始(33都道府県から延べ2万2273人)(10月末)	
22~23		・ 避難所数が最大となる(1323施設)	
25		・ 県ウエブサイトに避難所ごとの避難者リストを掲載(5月11日)	
26		・ 内陸部を中心に徐々に電気・水道が復旧、避難者は21万人まで減少	
3		・ 弾力運用について」の通知発出。旅館・ホテルの活用が可能となる	
4		・ 企画部に二次避難検討・支援チーム発足。県外の避難先を調査開始	
1		・ 沿岸15市町に二次避難の説明、壊滅的被害を受けた南三陸町が第1陣に決定	
3		・ 沿岸部における食事状況調査を実施(以降10月まで毎月)	
4		・ 二次避難第1陣として南三陸町から栗原市・登米市・加美町、鳴子温泉に500人が	

H24		年	
3	月	主な県の対応等	
12	日	・ 県災害対策本部事務局に避難所グループを設置	
26		・ 避難所として利用されていた学校等の再開に向け、避難所の集約・閉鎖が進む	
7		・ 沿岸部の避難所における食事状況調査を実施(以降10月まで毎月)	
6		・ 二次避難第1陣として南三陸町から栗原市・登米市・加美町、鳴子温泉に500人が	
1		・ 県災害ボランティアセンター・自衛隊・政府現地対策本部による「被災者支援4者連絡会議」の設置について合意	
30		・ 管理栄養士等が避難所を巡回、栄養支援活動を実施(9月)	
26		・ 情報の二元化と被災者の生活衛生向上・栄養体管理のため、保健福祉部に「被災者生活支援チーム」を設置(11月15日)	
23		・ 「第1回避難所運営状況調査」として420か所調査員50人によるヒアリング	
20		・ 被災市町を管轄する東部・気仙沼の保健福祉事務所に、本庁や内陸の事務所保健師を兼務発令	
15		・ 出発。その後3000人が県内や山形の温泉へ二次避難	
14		・ 国立感染研究所が開発した避難所サーベイランスシステムを活用し、全避難所の感染症発生状況を把握。呼吸器系症状が167人、消化器系症状が26人、インフルエンザが6人、発熱を伴う発疹が1人	
11		・ 二次避難者のうち県内避難者数が最大の2522人となる	
11		・ 観光課で「五次避難(ショートステイ)を企画し、市町村宛てに参画希望を照会	
26		・ 厚生労働省より「東日本大震災に係る旅館、ホテル等を利用した避難所の一時的な利用について」の通知発出	
30		・ 各避難所の入浴及び洗濯の機会の確保について照会、必要のある避難所には仮設風呂、仮設シャワー業者や入浴支援ボランティアの情報を提供	
7		・ 平日2泊3日の「五次避難開始」(8月31日)。利用者合計1176世帯2921人	
12		・ 避難所グループが震災対策支援チーム避難所グループとなる	
3		・ 7月に入ると二次避難者の仮設住宅への入居が始まり、収束に向かう	
3		・ 最後の避難所(気仙沼市)閉鎖	
26		・ 県災害対策本部の廃止に伴い、避難所グループも廃止となる	



二次避難者見送りの様子



ホテル大松荘にて避難者の健康管理の様子



避難所となった山下第一小学校の様子(炊き出し)



石巻市立北上中学校体育館

何が起ったのか

初動における避難所支援（保健福祉事務所）

混乱の中での避難所支援

発災直後

震災当日に県内で開設された避難所はおよそ200か所。避難者は5万人弱であった。その後4日を経過するうちに最大で1323か所、32万人に達した。

沿岸市町では津波により指定避難所自体が被害を受けたり、役所や職員が被災したケースもあり、避難所の開設は困難を極めた。

津波の影響で利用できない施設がある中、想定を超える数の避難者が発生したため、開設された避難所のうちおよそ4割は指定避難所以外の避難所（病院、民間ビル、集会所、ホテル、寺社、幼稚園、民家、パチンコ店の駐車場等）であった。各保健福祉事務所では、翌12～14日には各避難所の状況把握、避難者の健康管理・食品や環境衛生を目的とし、巡回を開始した。

東部保健福祉事務所管内

石巻合同庁舎東部保健福祉事務所所在は津波により孤立し、職員が四日間閉じ込められた。その間、各避難所の状況把握や健康管理等、保健所としての機能はストップし、初期の避難所対応に出遅れが生じた。保健所機能は一時的に被災していない東部下水道事務所に移すこととし、既に被災地入りしている他県からの応援職員と共に避難所を回り、状況把握から始めた。

避難者に対応しても二次被ばくの恐れはないこと」について説明してもらいました。津波で被災された皆さんはほぼ何も持たずにおらず、新たに薬を処方するため、医師が必要でした。しかし、医療支援も保健師も沿岸部への派遣が優先され、内陸には外部支援がほぼ入らなかったため、地元の医師に依頼して、避難所で診療してもらいました」

教職員による避難所対応

多くが避難所となった小中学校では、マンパワー不足等により、県や市町の職員でカバーしきれなかったため、施設や設備等に詳しい学校の教職員が運営の中心となった。教職員たちは、自身も被災している中で、行政職員に代わり様々な住民サービスの窓口として対応することとなった。

5月に入る頃、沿岸部においても学校再開に向け、避難先となっていた学校を空けるため、避難所の整理統合が始まった。避難者の理解を得るため、住民の自治組織の協力を得て進めていった。

石巻市立中学校教員

「当時勤務していた中学校が避難所になったので、その運営に当たりました。混乱状態の中、家にも帰らずに対応しました。1週間後ぐらいになってやっと帰宅できたんですが、先生方の中には親族を亡くされた方もいたと分かりました。その頃ようやく市役所から職員がきたんですが、本人も被災している上、避難所を順番に回って夜も寝ないで、疲れ果てている状態だったのに、いろいろ責めるような感じになる場面もありました。県外からの応援職員が複数で入ってくれるようになってようやく物資関係の業務をお任

要な物を取り出せるようになりました」

気仙沼保健福祉事務所管内

本震災でとりわけ大きな被害を受けた南三陸町では、庁舎及び職員が被災し、道路も寸断され所管する気仙沼保健福祉事務所の先遣隊が調査に入ったのは五日後となった。

南三陸町ベイサイドアリーナは避難所としてだけではなく、物資の格納庫及び遺体安置所としても使われており、過酷な環境であった。

気仙沼保健福祉事務所職員

「3月16日に南三陸に行きました。体育館とフロア、周りに廊下があつて、その横に小さな多目的体育館があります。普通は体育館に寝ると思いますよね。でもそこは支援物資の格納庫になるので、周りの廊下の縁に雑魚寝をするんです。我々もその場所を使わせていただきましたが、実はその隣の小体育館が遺体の安置場という状況でした」

「自衛隊の方が小体育館の横にトイレ用の穴を掘ってくださって、最初はみんなそこで用を足していました。水が出ませんでしたので流水の手洗いができず、劣悪な衛生状態でした。このトイレに関しては保健所の環境衛生担当の者にも相談しましたが、『今の状況では仕方がない』と。手指消毒のアルコールは用意できたので、ちゃんと使うよう指導されました」

登米地域事務所管内

南三陸町に接する登米市では、沿岸部から集団で避難してくる避難者が多く、その受入等を行いました。受け入れる避難者の実態把握から災害弱者のトリアージを行い、必要に応じ車両家への橋渡しを行った。

方による自治の形にもっていくことが大事だと思いました」

「昼間は生徒が避難所の手伝いをしてくれたんですが、おそらく中学生がいなかったら避難所はうまく回ってなかったと思います。最初は受付に学校職員を置きましたが、無理難題を言われると正論で対応してしまい言い合いになるんです。ある日から中学生二人にローテーションで受付に入ってもらおうようにしたら、そこからトラブルは一切なくなりました。中学生がお願いすると大人は聞くので子どもたちの力はすごいなと思いました」

せでき、教職員も学校再開のことを考えられるようになりました」

「沿岸の小中学校に応援に向かいましたが、2000人の方が避難していて、先生たちが不眠不休で食料もなく疲弊しており、惨憺たる混乱の最中で、大変な状況でした。家族を探しにくる方の受付を担当したのですが、最初にもお願いされたのは遺体の回収でした。気力も体力も限界だった上に、遺体を安置するスペースも残っておらず、いっぱいいっぱいでした。行政の職員がいない状況で住民はサービスの提供を学校の職員に求めるような構図だったので、とにかく早く住民の

市町村への応援派遣（県災害対策本部地方支部・地域部）

いち早く、職員派遣を開始

平成23年3月11日

被災市町村への職員の派遣

発災後すぐ、県災害対策本部地方支部・地域部では、管内市町村に職員を派遣し、初動期における情報の収集や県と市町村との連絡調整のほか、救援物資の仕分け業務支援や避難所の運営業務支援を行った。

東部地方振興事務所職員

「発災直後に石巻市の危機対策課に派遣されました。市役所にはいろいろな情報が次々と入ってきていましたが、携帯電話、防災無線などの連絡手段が非常につながりにくい状況で、石巻市の状況を伝達することができませんでした。その後、物資調整を行っていましたが、窓口対応が必要になってくるということで、市の人事課と調整しながら、東部地方

登米地域事務所職員

「住民から布団や衣類など様々な物の提供を受け、みんなで考えながら受け入れる準備を行いました。

まずは一人ずつ家族単位で確認して、災害弱者のトリアージ（優先順位づけ）を行い、必要に応じて専用の避難所に家族で移っていただくなどの調整を行いました。

精神科の患者さんも何人かいて、1週間が過ぎた頃に富山県の心のケアチームを通じて『もうここにいたくない』旨を話していると確認したため、地元の精神科に入院していただきました」

仙南保健福祉事務所管内

仙南地域は福島県に接しているため、原発事故を原因に県境を越えてくる避難者を受け入れた避難所があつた。他県の避難者であつた上、受入側の放射能に関する知識の不足から対応に苦慮する場面もあつたため、町に代わって県が避難者の健康管理を行うこととし、薬の処方も含めて地元の医師等の協力を得ながら対応した。

仙南保健福祉事務所職員

「丸森町は南相馬市と首長同士で話し合い、筆甫地区の閉校した学校全体を南相馬市に提供しました。そこには福島の方たちが津波や原発からの避難のためにきていましたが、役場も他県民の方々にどう対応したらいいかわからず県も対応することになりました。放射能の影響については情報が乏しく、病院も一部受診を拒否した時期もあつたんです。役場の職員ですら混乱していたので、これはいけないと思い、保健所の放射線技師から『放射性物質はほこりを払ったり洗ったりすることですまずとれること、被ばくした可能性のあ

対応が求められた。

北部地方振興事務所職員

「避難所への派遣要請があつて、五日目くらいに、石巻中学校へ向かいました。県職員は交代で物資の受入れと配給、避難者の窓口などをしていました。支援物資をステージに上げて、避難者に声かけをしながら欲しい物を配布したりしていました」

「物資もあるにはあるが、避難者の欲しい物と必ずしもマッチしませんでした。例えば避難されている方は着の身着のまま、『衣服とか下着類はないのか』とよく聞かれたんですが、それらは意外と少なかったです。また、行方不明の方を探している方も頻繁にいらして、その都度声かけをしていました」

東部地方振興事務所登米地域事務所職員

「石巻市から応援要請がきて1か月くらいしてから、派遣されました。管内の小規模な避難所に避難している方に必要物資を届けるための中継基地としての業務でした。被災者の方と接するときには、その人の立場になって寄り添った言い方をするようにしました」

県外の応援職員の活躍

発災直後

地方公共団体間の広域的な支援

今回の震災では、県内市町村に対し、全国の地方公共団体から多くの支援が行われた。これらの支援は、震災以前に締結していた協定に基づくもののほか、自主的な支援に基づくものも多数あつた。また、支援内容も緊急性の高い応急措置にとどまらず、避難所の運営支援や保健師等の人的支援等応急対策全般にわたった。

東部地方振興事務所職員

「県外からの応援派遣の方にも相当避難所運営に関わっていただいたと思います。地域の実態を知っている市の職員がいない中で、県

避難所における保健・食品衛生（栄養不足対策）

避難所での衛生を守るために

発災直後～発災後1か月

衛生管理業務

生活衛生全般を所管する食と暮らしの安全推進課では、災害直後から避難所における諸問題に対応したが、埋火葬関連や水道の復旧、環境衛生、食品衛生等対応業務は多岐にわたった。

特に避難所では、断水により厳しい衛生環境下において感染症及び食中毒の発生を防止する必要があったことから、予防のためのチラシを作成し、啓発に努めた。

食と暮らしの安全推進課職員

「避難所では、手を洗う水の確保にも難儀していました。手洗いは食品衛生の基本で、できなければ食中毒や感染症などの原因になってしまう。食品の扱いは、水があるのが大前提ですが、手が洗えない・消毒できないということがこんなに長く続くことが日本で起こり得るんだと感じました」

「避難所では生活環境を整えることが一番重要になると考え、まずは食中毒予防のチラシを作ることにしました。他県に電話で相談をしたところ、過去に使用したチラシのデータをもっているとのことで、メールで送ってもらいました。その県で地震起きた10月は3月と食品保存温度などの衛生管理項目が似

外から入ってきた応援職員だけで対応することもあり、対応に苦慮する場面もありましたので、市には巡回でもいいので職員を派遣してほしいと要請しました」

生活レベルの改善へ

「発災直後1か月～3か月

避難所の運営状況調査

4月1日、県では避難所を運営する市町村への支援も含め、避難所ごとの支援の格差を改善するとともに、ニーズや災害後の段階に応じた的確な支援をすることを目的に、本部事務局に避難所グループを設置した。

4月22日、避難所運営状況調査への協力を市町村に依頼し、全避難所を対象とした衛生状況等に関するヒアリング調査を実施した(回答率9割)。また、4月1日から計7回にわたり、避難所での食事状況調査を実施した。初回の調査結果では、栄養バランスの偏りやエネルギー、たんぱく質の不足が見られた。炊き出し献立の改善、炊き出し拠点の整備支援、栄養強化食品の活用や弁当調達の推進等を行い、徐々に栄養不足の避難所は減少していった。

東部保健福祉事務所職員

「4月の食事状況調査で栄養不足を数値化できたので、それを踏まえて災害救助法の食糧

福祉避難所

要配慮者の把握と支援の提供

発災後1か月～

福祉避難所の設置

県では震災以前に「災害時要配慮者ガイドライン」を策定し、市町村に対し避難所における要配慮者支援の取組等の手法を示しており、県内市町村における福祉避難所の事前指定の割合は、全国平均よりも高い水準にあった(35市町村中17市町で指定)。しかし、施設自体の被災等により、想定していた人数を受け入れられなかった市町村もあった。さらに、想定を超える数の要配慮者がいたことから、福祉施設以外の施設(体育館等)で運営する事例もあった。石巻市においても、福祉避難所として事前指定はされていなかった施設が、発災直後に医療現場や避難所からの要配慮者の受入先として位置付けられたため、県内外の医療従事者やリハビリテーション関係者が連携して運営に当たり、要配慮者のケアに大きな役割を果たした。

今回の震災で24市町村が福祉避難所を設置し、設置総数は152か所(最大時)、避難された方の実人数は合計2299人に達した(一部で実人数不明)。

しかし、設置された福祉避難所の全体の3分の2以上を高齢者用の施設が占める一方で、障害者向けの施設が少数であった等、支援が十分でない部分もあった。

気仙沼保健福祉事務所職員

「地域リハビリテーション支援活動をする上で、まず、支援のトリアーシ」という視点をもって、状況把握を含めて全部の避難所を

費を、阪神・淡路大震災のときの基準の一日1100円から1500円に値上げしてもらうための交渉を健康推進課で行いました。また、厚生労働省でも避難所の食事における栄養素の目標量を設定したので、それをもとに市町村の危機対策部門に対して各保健福祉事務所から食事内容の充実について訴えました」

食と暮らしの安全推進課職員

「元々県庁の食品衛生業務は、事業者などに対する規制や指導がメインでしたが、震災直後はなんとかして食べ物を届けなければいけないという状況であり、食品衛生の規制的な概念は一旦脇に置く必要がありました。時間の経過とともに、外部からのボランティアや企業などが、避難所にどんどん応援に入ってきました。食べ物さえあれば良いという時期から、避難所における食の安全な提供という本来あるべき姿への移行をしなければと思いました」

「被災地ボランティアが夏場に手弁当で食中毒になる事例が数件発生しました。避難所ではおにぎりの提供が多く、手についていた黄色ブドウ球菌がおにぎりで繁殖して食中毒になりました。飲食店や旅館経営の方は衛生意識があり、使い捨て手袋などを使うのですがボランティアの一部では、衛生的な調整が徹底されていませんでした」

避暑対策・避難所の集約

発災後3か月～半年

多数の避難者が集団で生活する避難所は、室内湿度が上昇しやすく、空調等の設備も十分ではな

う姿勢を一番大切にしました。その方のペースでゆっくりと気持ちを整理していくことができる場も作りました。その一環として、避難所の交流スペースや食堂で、気分転換と健康支援も兼ねた「お茶っこ会」も開催しました」

リハビリテーション支援センター職員

「被災地近辺の公共施設は、ほぼ一般避難所になっていたため、福祉避難所は車で30分以上離れた内陸部に設置せざるを得ませんでした。場所もそれまで体育館だった所をフロアシートで養生し、家族単位の区画を作りました。トイレまでの距離を考慮し、簡易洋式トイレを各所に配置し、転倒の危険性が高い場所には手すりや、段差解消のスロープを設置するなど、環境整備が必要でした」

東部保健福祉事務所職員

「石巻の福祉事務所は、結構遠い所(旧河南

二次避難、一・五次避難

避難生活長期化の対策

発災直後～発災後1か月

二次避難の検討・調整

沿岸部においては特にライフラインの復旧も遅れ、様々な点で劣悪な環境にある避難所が多く見られたほか、避難生活が長期化することが予想された。そのため、県では3月19日に二次避難検討支援チームを立ち上げ、生活環境の整った場所へ移転させる「二次避難」のための各種調整を開始した。

具体的には、受入先施設や人数、期間等の調整・準備を進めた上で、3月22日～23日にかけて

かつたため、熱中症の発生が危惧された。応急仮設住宅の整備や自宅の修理が進むにつれ、避難者の退所とともに、避難所の集約、閉鎖の対応にシフトしていった。

危機対策課職員

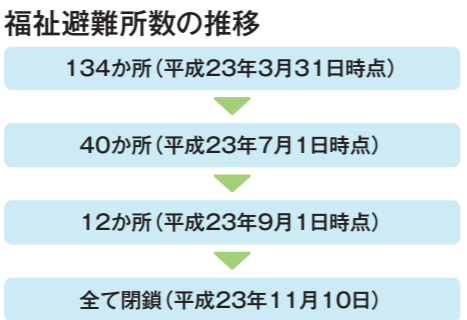
「その年はとても暑かったたので、暑さ対策、熱中症で亡くなる方を出すことのないようにと国からも強く言われていました。水柱の配置や、避難所の屋根に消防車で水をかけるという無茶な話もありました」

	エネルギー	たんぱく質	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC
第1回	1,546kcal	44.9g	0.72mg	0.82mg	32.0mg
第2回	1,842kcal	57.1g	0.87mg	0.96mg	48.4mg
第3回	2,019kcal	69.5g	1.36mg	1.16mg	60.4mg
第4回	2,033kcal	64.0g	0.81mg	1.03mg	57.3mg
第5回	2,216kcal	72.2g	1.11mg	1.08mg	108.9mg
第6回	2,112kcal	69.4g	1.08mg	1.04mg	180.6mg
第7回	2,128kcal	68.1g	0.73mg	1.02mg	111.9mg
目標栄養量	1,800～2,200kcal	55.0g以上	0.9mg以上	1.0mg以上	80mg以上

※目標栄養量は厚生労働省通知による。必要な栄養量は、年齢・性別・活動量等により個人ごとに異なる。

出典：東日本大震災－宮城県発災後1年間の災害対応の記録とその検証－(宮城県)

町)にありました。高齢者の一般避難所から福祉避難所への移動も非常に大変でした。「皆と離れるのは嫌だ」というお気持ちもあり、説得して御理解を得た上で移動していただきました」



福祉避難所の施設の種別は、高齢者施設が100か所を超えて全体の3分の2以上を占めた。これに対し、障害者施設向けの福祉避難所が10か所程度と少数であったことや、妊婦や乳幼児に配慮した福祉避難所が十分でなかった等の課題があった。出典：東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－(宮城県)

て15の被災市町に説明を行った。しかし、行方不明者の捜索のために避難所にとどまりたい方や長年住み慣れた土地を離れたくないという方の声、避難所の様々な事情、人口流出の懸念、その他膨大な災害対応業務から、多くの被災市町では、二次避難に積極的に取り組める状況ではなかった。

二次避難に際しては、観光課と協定を締結した株式会社JTB東北が、温泉地での部屋割りや送迎バスの手配等の調整を行った。避難者の中には要介護者や通院者がおり、到着後に体調を崩す方がいたため、受入側は施設の手配、投薬の確認、救急車の手配等に追われること

という危機感はずっともつていました。その一方で、食べる物が何もない中、そんな細かいことをどこまで言えるのかというジレンマがありました。指の間を丁寧に洗い消毒してからおにぎり作りましょう、手袋しましょう、というのが本来食品衛生のあるべき姿なんですけど、なかなか避難所では徹底できなかった。現場の市町村の方々は相当苦労されたんじゃないかなと思います」

今後の災害対応に向けた取組等

初動における避難所支援

●避難所の設置・運営は市町村が主体となるが、大規模災害になるほど避難所運営職員の不足や物資の不足が発生することが考えられる。

●災害発生時は、宮城県総合防災情報システム（MIDORU）を用いて市町村の避難所開設状況、避難者数を把握しながら、市町村のニーズを把握していくことが初動対応となる。

●市町村から避難所運営職員に関するニーズがある場合は、県災害対策本部事務局人員調整チームが関係機関の連絡調整員（LO）と協力しながら「応急対策職員派遣制度」に基づき、避難所運営職員派遣の派遣調整を行う。

●物資等に関する要請がある場合は、県が整備している災害協定を活用しながら、市町村のニーズに応じた物資を確保する。

市町村への応援派遣

●大規模災害時は、市町村職員だけでは災害に対応しきれない場合があるため、「被災市町村に対

する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、各地方振興事務所・地域事務所から被災市町村に対して事前に指定された県LOを派遣し、情報収集やMIDORU代行入力等を行う。

●被災市町村から応援職員派遣のニーズがある場合は、県内市町村の相互応援や県からの応援職員のほか、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、被災市町村が行う災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所の運営、防災証明書の交付等の災害対応業務を支援する「対口支援チーム」等全国からの支援について調整を行う。

長期化する避難所運営への支援

避難所運営が長期化するほど、市町村では避難所の環境改善・避難所集約のタイミング等の判断を求められることになる。そのような判断を円滑に実施するために、被災市町村に派遣している総括支援チームが被災市町村長の災害マネジメントを支援し、適切な災害対応を適切なタイミングで実施できるよう支援していく。

二次避難の支援

仮設住居の整備やライフライン復旧までの間被災者の避難所における生活環境の改善に二次避難は有効な手段として機能した。

しかし、二次避難開始直後は、受入先市町村において被災者の健康状態に応じた支援が得られない等、調整不足の点が見られた。また、被災地・被災者の様々な事情から二次避難を希望する被災市町村が少なかった点も課題となった。今後は、これらの経験を生かし、日頃から市町村との連携や地域団体とのつながりを重要視し、今回築き上げたネットワークやノウハウの継承等、今後の災害対応に向けて備えていく。

「避難行動要支援者に対する避難支援ガイドライン」の策定

東日本大震災で得られた教訓や国の法改正等を踏まえ、市町村における災害時要配慮者支援の取組を促進することを目的として、平成25年12月に「災害時要配慮者支援ガイドライン」の改訂版として「避難行動要支援者に対する避難支援ガイドライン」を策定した。本ガイドラインでは、福祉避難所について、早期設置等具体的な対応策を示すとともに、福祉避難所への要配慮者の誘導や支援者の確保等の手順、さらに高齢者や障害者の状態に応じた支援策等について大幅に加筆を行った。今後も、災害対応経験等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを進めていく。

福祉避難所の指定状況等の公表

要配慮者をより迅速かつ適切に福祉避難所で受け入れるためには、平時から、福祉避難所の事前指定を進めるとともに、要配慮者に配慮した物資の備蓄等が必要であったことを踏まえ、各市町村における福祉避難所の指定状況等について、年一回調査し、結果を県ウェブサイトで公表している。

「災害時公衆衛生活動ガイドライン」の策定及び「災害時公衆衛生活動マニュアル」の改訂

東日本大震災発生後、各保健福祉事務所における災害時保健活動の対応状況について検証・評価作業を実施。検証の結果、人と生活環境をトータルで見る公衆衛生活動の視点をもった保健活動の強化の必要性が示唆され、保健福祉部と環境生活部の連携した活動が行われるよう、平成25年4月に「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」を策定した。また、従来の「宮城県災害時保健活動マニュアル」を基本に、「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」を再編した。

今後は、昨今全国で発生している自然災害の検証結果や、他県の公衆衛生活動チームの派遣経験等も踏まえて、本ガイドライン及びマニュアルの見直しを進めていく。

食中毒予防についての衛生知識の普及

効率的な避難所指導を行うために、他業務担当者との合同巡回を行う体制を構築するほか、情報の共有化や連携体制の整備を行っている。発災前より食中毒等の予防のために必要なチラシ等を作成し備えておくほか、基本的な食中毒予防についての衛生知識の普及に努めている。ボランティア等で被災地に入る者に対しても、食中毒のリスクや食品の適切な取扱いについて事前周知を行う体制を構築することとしている。

平成28年熊本地震の際の宮城県の対応

平成28年4月14日の熊本地震発生後、県観光課は、東日本大震災時の一・五歩避難のスキーム及び経験を踏まえ、県内のホテル・旅館における被災者の受入れについて検討、関係団体との調整を行った。地震で家屋を失った被災者が、心身の健康回復と生活再建に向けた活力向上を図ることを目的に、5月11日から8月31日まで県内の宿泊施設を避難所として、被災者のリフレッシュを図るための「短期避難宿泊プラン（4泊5日）」（一・五歩避難対策）及び仮設住宅が確保できるまでの「長期避難宿泊プラン」（二次避難対策）の受入支援を実施し、55世帯125人の受入れを行った（一・五歩避難受入）が54世帯124人（二次避難受入）が1世帯一人。

参照

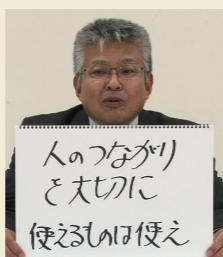
●記録誌等
東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成24年3月）
石巻から1年の軌跡―宮城県東部保健福祉事務所・平成24年3月）
東日本大震災1年の記録（宮城県気仙沼保健福祉事務所・平成24年3月）
東日本大震災（続編）―宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成25年3月）
東日本大震災―宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成27年3月）

後輩たちへのメッセージ

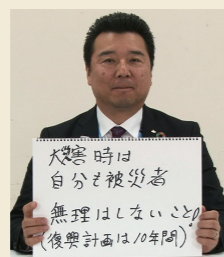
※所属は本アキマに関する業務に従事した当時のもの



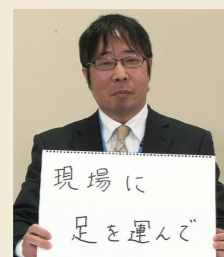
地域振興課



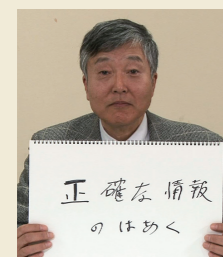
地域振興課



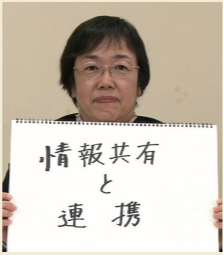
地域振興課



食と暮らしの安全推進課



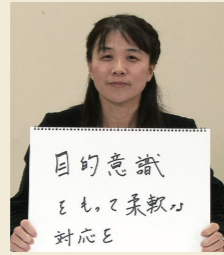
食と暮らしの安全推進課



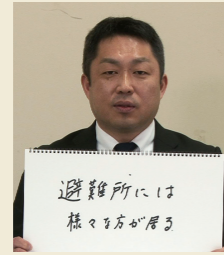
食と暮らしの安全推進課



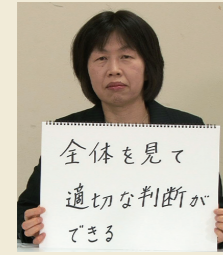
食と暮らしの安全推進課



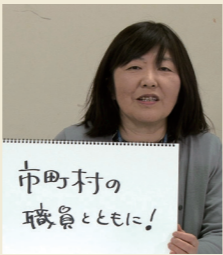
食と暮らしの安全推進課



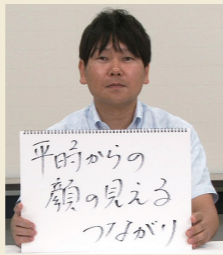
リハビリテーション支援センター



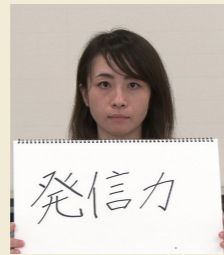
東部保健福祉事務所



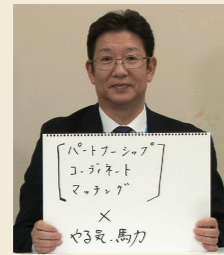
仙南保健福祉事務所 / 東部保健福祉事務所



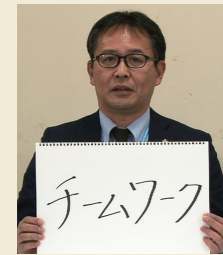
気仙沼保健福祉事務所



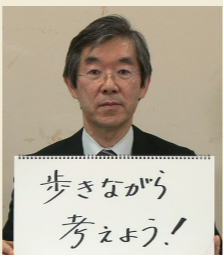
東部保健福祉事務所登米地域事務所 / 気仙沼保健福祉事務所



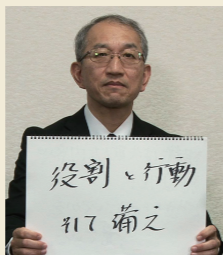
観光課



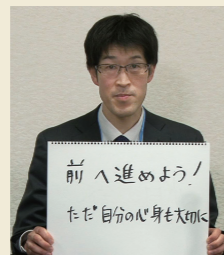
観光課



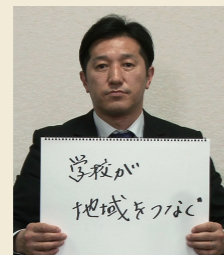
観光課



東部地方振興事務所



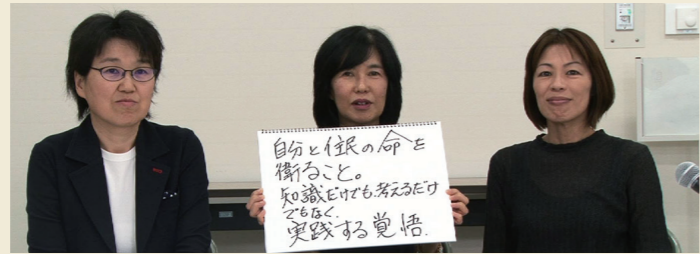
東部地方振興事務所登米地域事務所



石巻市立中学校



古川農業試験場



東部保健福祉事務所登米地域事務所・北部児童相談所 / 気仙沼保健福祉事務所・気仙沼保健福祉事務所



↑ウェブサイトでも御覧いただけます